

第6章 社会教育委員の今後の目指すべき方向性

第6章 社会教育委員の今後の目指すべき方向性

1 社会教育委員とは何か

社会教育委員の会議では、社会教育関係団体への補助金交付について、または社会教育行政の実施状況について事務局から説明が行われ、それについて意見を述べるだけ。あるいは突然に召集され、前もって何らの情報・資料の提供もないままに、たとえば家庭の教育力の向上について知恵を出して欲しいと、意見を求められる。こうした会議が少なくない。

さらに問題なのは、そこでの意見が集約され答申・建議・意見具申として教育長を通して教育委員会へ反映され、それが施策化されるというものでもない。こうした会議への参加と研修が主たるもので、社会教育委員とは何か、その存在意義そのものを疑わざるをえない。あってもなくてもいいような存在になっている。これでいいのだろうか。

そもそも社会教育委員制度は、社会教育行政に住民の意向を反映させる仕組みとして設置されたものであり、社会教育委員としての職務は、何よりも住民の意向を社会教育行政に反映させるために活動するところにある。つまり自発的に社会教育に関する諸計画を立案して教育委員会に助言する。あるいは定時または臨時に会議を開き、教育委員会から諮問された事項に対して調査研究して答申を行う。諮問はないにしても自発的に調査審議し建議・報告・意見具申を行う。こうした職務を社会教育委員は積極的に行うことが期待されており、社会教育が危機的状況にある今日、社会教育委員の担う職務はますます重要になってきている。

2 都道府県と市町村における社会教育委員の活動実態

(1) 政策提言等の有無

まず実態をみると、「社会教育委員の会議で政策提言、意見具申等を行ったか」の問いに対して、平成17年度に「行った」とする都道府県は76.6%あるが、市町村は36.2%に過ぎない。市町村は6割以上が政策提言・意見具申を「行っていない」という状況にある。ということは、逆に言えば、会議にしても社会教育関係団体への交付金、社会教育事業についての事務局からの説明等に費やされている市町村が多いともいえる。

しかし、どのような形で政策提言であるかを見ると、都道府県の場合は「審議のまとめ」19.4%、「提言」16.7%、「報告」16.7%などが主で、「答申・意見具申」を「行った」とする都道府県は6.3%と一割にも満たない。それに対して「行った」とする市町村の場合は32.8%が「答申・意見具申」を行っており、合議形式による積極的な政策提言を行っているのは市町村の方に多い。市町村の場合、活動の格差が大きいようだ。

(2) 専門部会の設置と研究調査の実施

ところで、より実りある政策提言、意見具申等を行うためには、テーマに沿って専門的に審議する「専門部会」の設置が必要であるが、そうした専門部会または小委員

会を設置している都道府県は36.2%、予算の確保が難しいといった理由もあって市町村の場合は6.4%しか設置していない。

専門部会を設置しているところは少ないが、設置したところでは、たとえば専門部会での協議結果が、「答申・建議等に反映された」とする都道府県が88.2%、市町村にしても「答申・建議等に反映された」が46.3%、「答申・建議等には反映されなかったが、施策・事業に取り上げられた」とするところが23.1%もあり、「専門部会」を設置し、集中的に専門的に審議協議していくことが、合議形式での答申・建議等、あるいは施策・事業の実施へと結び付けていく近道になっており、専門部会の設置の効果は大きい。

また政策提言等を行うためには自己の見識の向上と住民の意向把握が大事だが、社会教育委員として研究調査を「行っている」とする都道府県は34.0%、市町村は29.4%であり、きわめて少ない。「行っている」と答えた都道府県・市町村とも多くは、「様々な機関・団体における優れた社会教育事業」「優れた取り組みを行っている社会教育施設」の視察をあげており、次いで多いのが住民の意向をとらえるために「社会教育に関する地域住民の意識調査」「社会教育に関する地域の実態調査」の実施となっている。

そうした中で、59市町村（全体の16.5%）が研究調査として「教育委員との意見交換又は研究協議」を行っていることは、ある意味ユニークな研究調査のあり方として注目される。

（3）教育委員の会議への意見反映

社会教育委員として教育委員の会議で意見を述べたことがあるとする都道府県は6.4%、市町村では3.7%に過ぎず、教育委員の会議に参加する機会はほとんどないという状況である。教育委員会への意見の反映のさせ方としては、都道府県では「答申や建議書等を資料として配布」58.1%、「社会教育委員の会議の審議内容について事務局から説明」32.6%、「教育委員会に社会教育委員の会議の議事内容を資料提供」20.9%が主で、市町村では「社会教育委員の会議の議事内容を資料提供」62.3%が最も多い。ただ「教育委員と社会教育委員の意見交換の機会意見を述べている」については、105の市町村があり、教育委員と社会教育委員との密接な関係をつくりあげているところもある。

3 活性化のための方策

こうした状況にあるが、社会教育委員制度を機能させるためには、どうすればいいか。委員も担当者も任期が短く、慣例にしたがって会議への参加と研修を主たる職務と考えているところが多く見られる。

そこでまずは、「新任の社会教育委員を対象に社会教育に関する学習会」や「事務局職員等との研究会・研修会」等の充実化をはかり、社会教育委員の職務についての認識を高めることである。

会議が活性化したキッカケとして教育委員会からの諮問があげられる。諮問を受けたことで研究調査をせざるをえないし、事務局からの情報・資料を積極的に求めざるをえ

ない。「考える」「行動する」社会教育委員へと変わっていったというところもある。あるいは、諮問がなくても二、三年に一つのテーマについて自発的に建議・意見具申等を行うようにしていく。こうした態勢づくりも必要になってきているようだ。

なお、大事なことのひとつに、本調査結果にもみるように、答申・建議への反映がなされ、また施策や事業へ結びつきやすい審議のできる専門部会・小委員会を設置する必要がある。少人数で各人が自らの識見と責任をもって集中的に取り組める委員会でこそ、政策提言・意見具申の骨格を作りうるといえる。

ところで、政策提言・意見具申等を行ったとしても、それが教育委員の会議に伝わらないことには、どうしようもない。社会教育委員の会議に常に教育長が出席しているところはいいが、そうでないところでは「教育委員と社会教育委員の意見交換の機会を設ける」など、社会教育委員と教育委員のパイプを強めていくことが最大の課題だとも言える。

(讃岐 幸治)